ＦＡＸ送信用

令 和 ３ 年 ９ 月 ６ 日

関 係 者 各 位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況及び令和３年８月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ（http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html）においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月１０日頃更新予定）されておりますので御参照願います。

担当：苫小牧労働基準監督署　第３方面
電話：0144-88-8900

令和３年　業種別労働災害発生状況

（令和３年８月末現在）

苫小牧労働基準監督署

区分 / 業種別		令和３年 死亡	令和３年 休業４日以上	令和３年 合計	令和３年 転倒災害	令和２年 死亡	令和２年 休業４日以上	令和２年 合計	令和２年 転倒災害	対前年 増減数	対前年 増減率	業種割合
全産業合計		3	(9) 342	(9) 345	101		(7) 338	(7) 338	80	7	2.1	100.0
除く鉱業計		3	(9) 342	(9) 345	101		(7) 338	(7) 338	80	7	2.1	100.0
製造業		1	(2) 62	(2) 63	15		64	64	13	-1	-1.6	18.3
内訳	食料品		(2) 22	(2) 22	8		16	16	4	6	37.5	6.4
内訳	木材木製品		7	7	1		12	12	1	-5	-41.7	2.0
内訳	紙・パルプ		4	4			3	3		1	33.3	1.2
内訳	窯業・土石		4	4	1		4	4	1			1.2
内訳	金属・機器		5	5			9	9	3	-4	-44.4	1.4
内訳	輸送用機械		3	3	1		6	6		-3	-50.0	0.9
内訳	その他	1	17	18	4		14	14	4	4	28.6	5.2
鉱業												
土石採取			1	1			2	2	1	-1	-50.0	0.3
建設業			(1) 43	(1) 43	4		(2) 32	(2) 32	6	11	34.4	12.5
内訳	土木工事業		(1) 16	(1) 16			7	7	2	9	128.6	4.6
内訳	建築工事業		19	19	3		(2) 13	(2) 13	2	6	46.2	5.5
内訳	木造建築業		4	4			4	4	2			1.2
内訳	その他の工事業		4	4	1		8	8		-4	-50.0	1.2
道路貨物運送業			(1) 49	(1) 49	11		43	43	5	6	14.0	14.2
その他の運輸業			(1) 4	(1) 4	3		(1) 10	(1) 10	5	-6	-60.0	1.2
陸上貨物取扱業			2	2	1		4	4		-2	-50.0	0.6
港湾荷役業			4	4			4	4	1			1.2
林業		1	2	3			3	3				0.9
漁業			1	1			1	1				0.3
卸売・小売業			(2) 40	(2) 40	20		(1) 39	(1) 39	18	1	2.6	11.6
清掃業		1	16	17	7		14	14	3	3	21.4	4.9
ゴルフ場			6	6	3		3	3	2	3	100.0	1.7
その他の事業			(2) 112	(2) 112	37		(3) 119	(3) 119	26	-7	-5.9	32.5

本統計は、労働者死傷病報告書（休業４日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

（ ）内は交通事故で内数です。　　転倒災害は内数です。

令和３年　業種別労働災害発生状況（その２）

「その他の事業」の内訳　　（令和３年８月末現在）

区分 / 業種別	令和３年 死亡	令和３年 休業４日以上	令和３年 合計	令和３年 転倒災害	令和２年 死亡	令和２年 休業４日以上	令和２年 合計	令和２年 転倒災害	対前年 増減数	対前年 増減率	業種割合
農業		5	5	3		4	4	1	1	25.0	1.4
畜産業		19	19	3		23	23	1	-4	-17.4	5.5
理美容業		1	1						1		0.3
その他の商業		1	1	1		3	3	2	-2	-66.7	0.3
金融・広告業		4	4	3		1	1	1	3	300.0	1.2
映画・演劇業											
通信業		(2) 3	(2) 3			(2) 7	(2) 7	2	-4	-57.1	0.9
教育・研究業		4	4	2					4		1.2
保健・衛生業		47	47	13		(1) 65	(1) 65	12	-18	-27.7	13.6
飲食店		15	15	6		8	8	1	7	87.5	4.3
その他接客娯楽業（除くゴルフ場）		2	2	1		2	2	2			0.6
その他の事業		11	11	5		6	6	4	5	83.3	3.2
合計		(2) 112	(2) 112	37		(3) 119	(3) 119	26	-7	-5.9	32.5

令和３年　死亡災害発生状況

（令和３年８月末現在）　　苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	2	8時台	林業	1人～9人	墜落・転落	伐木等機械	林業専用道の路外において、横転したグラップルソーに下敷きになっている被災者が発見されたもの。 被災者はグラップルソーを運転して、他車両とすれ違うためいったん路肩に寄っていた。
2	6	11時台	産業廃棄物処理業	10人～30人	はさまれ・巻き込まれ	車両系建設機械	産業廃棄物処理場の敷地内を通行していた被災者が、走行していたトラクターショベルにひかれたもの。
3	7	9時台	製造業	1人～9人	墜落・転落	荷役運搬機械	事業場敷地内でトレーラーに積み上げられた荷を下ろす作業中、地面に墜落した被災者が発見されたもの。 被災者は、別運転者が運転するフォークリフトと共同して作業を行っており、フォークに挿したパレット（高さ約2.3m）の近くで作業を行っていた。

過去１０年間の死亡災害発生状況

発生年	23	24	25	26	27	28	29	30	令元	2	合計
死亡件数	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	51 (9)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1　死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請について

北海道における本年の労働災害の発生件数は、７月末現在において、前年同期に比べ、死亡者数で４人増加、死亡者を含む休業４日以上の死傷者数で726人増加と前年を上回り、新型コロナ感染症による労働災害を除いても約4.7%前年同期を上回っています。

このため北海道労働局長は、「死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請」を行いました。

当署管内においても、２月にグラップルソー、６月にトラクターショベル、７月にフォークリフトと、いずれも車両系機械が関係する労働災害により３人が亡くなられ、既に前年の１年間と同数になっています。

職場において尊い人命が失われることはあってはならないものであり、労働災害防止対策の一層の取組をお願いします。

詳細については北海道労働局ホームページを御覧ください。

●ホーム ＞ 各種法令・制度・手続き ＞ 安全衛生関係 ＞ 安全関係 ＞ 労働災害防止について ＞ 建設業災害防止 ＞ 死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請

2　労働災害発生状況について

令和３年８月末現在の全産業における死亡及び休業４日以上の労働災害は345件でした。

前年同期に比べ１割以上増加している業種は、食料品製造業が６件（37.5%）、紙・パルプ製造業が１件（33.3%）、その他製造業が４件（28.6%）、土木工事業が９件（128.6%）、建築工事業が６件（46.2%）、道路貨物運送業が６件（14.0%）、清掃業が３件（21.4%）、ゴルフ場が３件（100.0%）、農業が１件（25.0%）、理美容業が１件（前年同期なし）、金融・広告業が３件（300.0%）、教育・研究業が４件（前年同期なし）、飲食店が７件（87.5%）、その他の事業が５件（83.3%）となっています。

事故の型別では多い順に、転倒災害が101件（29.3%）、墜落・転落が48件（13.9%）、その他が41件（11.9%）、動作の反動・無理な動作が41件（11.9%）、はさまれ・巻き込まれが40件（11.6%）となり、これらの事故の型で全体の78.6%を占めています。

3　令和３年度全国衛生週間の実施について

スローガン「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の副スローガン

「うつらぬうつさぬ　ルールとともに みんなで守る健康職場」

９月１日から同月30日までを準備期間、10月１日から同月７日までを本週間として、各事業場の労使協力のもと、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保にお取組みください。

厚生労働省ホームページに実施要綱を掲載しています。

●ホーム ＞ 報道・広報 ＞ 報道発表資料 ＞ 2021年7月 ＞ 令和３年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

4　特定化学物質障害予防規則（アーク溶接等作業にかかる溶接ヒューム）の改正について

金属アーク溶接等作業において発生する溶接ヒュームについて、特定化学物質障害予防規則等が改正され、令和３年４月１日から逐次施行されています。

詳細については厚生労働省ホームページを御覧ください。

●ホーム＞ 政策について＞ 分野別の政策一覧＞ 雇用・労働＞ 労働基準＞ 安全・衛生＞ 職場における化学物質対策について＞ 令和2年4月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正

5　石綿障害予防規則の改正について

建築物等の解体・改修工事での石綿ばく露防止のため事前調査の強化等を図る石綿障害予防規則等の改正が行われ、令和３年４月１日から（一部は令和２年10月から）逐次施行されています。

詳細については厚生労働省ホームページを御覧ください。

●ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞アスベスト（石綿）情報＞その他の資料＞石綿パンフレット等